

○防衛省令第十三号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十五条第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月十日

防衛大臣 森本 敏

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「学生（」の下に「第二十二条第三項を除き、」を加える。

第二十二条に次の一項を加える。

3 防衛大学校の学生の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、第一項に規定する試験の方法のほか、適応能力試験、討議試験及び体力試験を行うことができる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。